

## 福井県こども療育センターボランティア運営要綱

### 【目的】

第1条-1 この要綱は、福井県こども療育センターにおけるボランティア活動に関する取り扱いを定めるものとする。

### 【理念】

第2条-1 ボランティア活動とは、活動者にとっては自己実現のための自発的な活動であり、また、当センターにとっては利用者サービスの向上に寄与するものであることを基本理念として、ボランティア活動が助長・促進されるようこの要綱は解釈、適用されなければならない。

-2 本センターの職員（以下「職員」）は、ボランティア活動の内容・範囲を十分認識し、各自の職務をボランティア活動者によって代行させることのないように留意しなければならない。

### 【支援】

第3条-1 職員は、当センターにおけるボランティア活動が、助長・促進されるよう、施設的、指導的支援に努めなければならない。

### 【ボランティア委員会】

第4条-1 当センターに、ボランティア委員会を設置する。

-2 当委員会は、所長が指名する委員長および若干の委員ならびにボランティア活動者により構成する。

-3 定例委員会は年1回開催し、必要に応じて委員長が召集することができる。

-4 当委員会は、ボランティア活動に関する次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) ボランティア活動の受け入れに関する調整および運営の計画に関すること。

(2) ボランティア活動に必要な予算・設備に関すること。

(3) ボランティア活動者の募集に関すること。

(4) ボランティア活動の指導および研修計画等に関すること。

(5) 前各号に定めるものおよびこの要綱において委員会の権限とするもののほか、ボランティア活動に必要な事項に関すること。

### 【所管】

第5条-1 ボランティア活動に関する企画・連絡・調整、ボランティア活動の募集・参加手続きなどの受け入れおよび委員会の庶務については、委員が行う。

-2 具体的なボランティア活動に係る指導については、関係部署の所管とする。所管部署が不明な場合は、委員長が決定する。

### 【登録手続き】

第6条-1 当センターにおいてボランティア活動を希望する個人は、事前に個人用登録申請書（別紙1）に記入のうえ、委員長および委員との面接を行うこととする。団体ボランティア希望の場合は、代表者が団体用登録申請書（別紙2）を記入のうえ、活動者一覧表（別紙3）とともに提出し、委員長およびボランティア活動を行う関係所管所属の了解を必要とする。

### 【活動内容】

第7条-1 ボランティア活動の内容は概ね次の各号に掲げるものとし、具体的な内容は、活動者とボランティア委員会で協議し定めるものとする。ただし、医療行為またはこれに準じるものは含まないものとする。

- (1) 教養・趣味の指導
- (2) 特技・技能
- (3) アトラクション
- (4) 介助
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ボランティア委員会が認めるもの

### 【遵守事項】

第8条-1 活動者は、当センター内において、布教その他の宗教、政治、選挙、営利活動、その他これらに類する行為をしてはならない。

- 2 活動者は、ボランティア活動を認められた場所および特に出入りの認められた場所以外のセンター施設に立ち入ってはならない。
- 3 活動者は、ボランティア活動に伴い知り得た個人情報、センター内情報を他に漏洩してはならない。
- 4 活動者は、その都度、ボランティア活動記録（別紙4）を記載しなければならない。
- 5 活動者は、ネームプレートを着用すること。また、必要に応じ、ユニホーム（エプロン）を着用すること。
- 6 活動者は、職員やセンター利用者およびその家族に対し、金品等を持参したり、また、利用者およびその家族等からの贈り物を受け取ってはならない。
- 7 活動者は、当センターに摘要される法令・内規（当要綱を含む）および関係職員の指示ならびに「ボランティア活動の皆様へのお願い（別紙5）」に従わなければならない。

### 【禁止】

- 第9条-1 委員長は、活動者がこの要綱または関係職員からの指示に違反する行為を行った場合は、その行為またはボランティア活動を中止させることができる。
- 2 改善が見込めない場合は、委員長が排除措置を行うことができる。この際、

特に緊急の場合を除き、委員会において聴聞・弁明等を経たうえで行うものとする。

#### 【費用】

第10条-1 ボランティア活動に要する費用（交通費、ボランティア活動保険料も含む）は、原則として活動者の負担とする。

#### 【損害賠償責任】

第11条-1 活動者は、ボランティア活動に際して、その責めに帰すべき事由により第三者（当センターおよび職員を含む）に損害を与えた場合は、その責任を負わなければならない。

ー2 前項の損害賠償責任に備えるため、ボランティア活動者はボランティア活動保険に加入するよう努めなければならない。

#### 【その他】

第12条-1 細則は、委員会に諮ったうえ、委員長が定める。

#### 【附則】

この要綱は、平成17年8月11日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。